

広島県消費者基本計画（第3次）案に対する県民意見募集の結果について

広島県環境県民局消費生活課

1 趣 旨

本県の消費者行政に関する総合計画となる「広島県消費者基本計画（第3次）」案をとりまとめたので、県民への意見募集を実施しました。

2 募集期間及び結果

- (1) 募集期間 令和2年2月19日（水）から令和2年3月18日（水）
- (2) 意見の件数 23件（5人・3団体）
- (3) 提出方法：全て電子メール

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
1	最近使われている語句(フィンテック、シェアリングエコノミー)については、ページ下に注記が必要と思われる。	計画で用いている専門用語、新しい用語等については、分かりやすく表記します。	1, 60
2	超高齢化の進行、デジタルトランザクションやオンラインプラットフォームの進展など消費者を取り巻く社会環境が急激に変化していく中、計画は毎年見直していくべきではないか。	施策を中長期に、総合的に推進する観点から5年間の計画期間としておりますが、社会経済状況の変化等に対応し、必要に応じて計画を見直すこととしております。	3
3	県民の相談方法の選択肢が増加することは利用者にとって望ましい面がある一方で、相談に対応する側としては、メールでの相談には資料を見ることができない、限られた情報で回答せざるを得ない、相手の表情や話し方に応じた対応ができない等の点から、対面や電話での相談と比較して難しい点が多いことを考慮すべきである。	電話での相談が苦手な方や、平日昼間の時間帯の相談が困難な方などが、自分の都合の良い時に相談できるようメール相談の利用促進を図ることとしております。 また、メールの文面だけでは状況が分からぬ場合や契約書などの資料を確認する必要がある場合は、電話や面談での相談につなげるなど対応してまいります。	27
4	相談員での解決ができなかったもしくは難しい案件についての弁護士等専門家への引継体制の構築を検討すべきである。	相談窓口で実施している弁護士等による専門家相談により、相談者が専門家の助言を受ける機会を提供するとともに、必要に応じて相談者に法テラスや弁護士会の無料法律相談、被害者弁護団などを案内しております。	27
5	消費者被害にあっても消費者窓口に相談しようと考えないことが被害の拡大を招く一因ともなっている。消費者窓口の存在を多くの人に知らせることが重要ではないか。	消費者窓口を多くの人に知らせる認知向上施策については、これまで実施してきたところですが、今後も県・市町相談窓口の認知を向上させるため広報誌、HP等を活用し相談窓口の周知及び利用を促進してまいります。	27, 28

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
6	相談体制の整備に向けて、専門資格（国家資格）を有する相談員の配置を促進する施策を掲げているが、それとともに新たな人材の確保（育成を含む）にも取り組むべきである。	消費生活相談員の確保については、全国的に相談員の高齢化と担い手不足が深刻化している状況にあることから、国と協力して消費生活相談員資格試験の実施についての広報を強化するとともに、県としても、国家資格を持たない相談員に対する資格取得のための勉強会等を開催するなど、有資格者の確保に向けて取り組んでまいります。	
7	市町の相談体制の現状として、「相談員の高齢化や担い手不足」が問題になっており、「窓口としての質の向上」のために、国家資格を持たない担当の資格取得支援や市民からの登用を積極的に行うことも必要と思われる。	消費生活相談員資格試験の実施についての広報を強化するとともに、県としても、国家資格を持たない相談員に対する資格取得のための勉強会等を開催するなど、有資格者の確保に向けて取り組んでまいります。	26, 29
8	電話及び面接以外の相談件数の割合の目標を掲げているが、電話及び面接以外の相談件数が減少した結果として、それ以外の相談件数の割合が増加するのでは意味がなく、相談件数自体の増加を目標として掲げる方が適切である。	県民がどこに住んでいても、自分の都合の良い時に相談できるようメール相談の受付フォームを使いややすく改善し、広報強化することにより、これまで潜在化していた相談者からの相談の掘り起こしを図ってまいります。 また、県が市町消費生活相談窓口をバックアップ支援することにより、従来からの身近な窓口における電話・面接による相談の充実にも取り組んでまいります。	30
9	「全市町での消費生活相談窓口開設日数の維持」⇒維持・増加。現状では、週2日、週1日という市町もあり、少なくとも増加する必要があると思う。	県民が身近な市町の相談窓口で相談できる体制であることが重要と考えており、各市町の実情に応じて必要なサービスが提供できるよう県・市町相談員の共同処理や弁護士等の専門家による助言などの支援に努めてまいります。	27～30
10	障がいのある人の未然防止・拡大防止を図るために対応を行う必要があるとありますが、対応策が掲げられていません。具体的な施策をお願いします。	障害者については、障害のある人も対象にした高齢者等の講習会・講座の実施及びその見守り者への研修などの具体的な施策として実施することとしております。	32
11	広島県内でも在留外国人が約5万人を超え、入国管理法の改正等により更に外国人が増えその消費増に伴いトラブルも生じていくことが考えられることから外国人が相談しやすい体制強化に取り組んでほしい。	(公財)ひろしま国際センターと連携し外国人が県内の消費生活相談窓口で外国語で相談できる仕組を構築し、外国語で相談できること及び専門の相談員からトラブル解決の支援を受けられることなどを発信とともに、外国人等にヒアリングを行い、効果的な情報提供や相談員の研修に活かすことにより外国人が相談しやすい体制の強化を新たな取組として実施してまいります。	33
12	パンデミックの発生により外国から日本への入国が暫く制限されるが、中長期的には、外国人が増えて消費トラブルが増えていくと思うのでしっかり取り組んでほしい。	(公財)ひろしま国際センターと連携し外国人が県内の消費生活相談窓口で外国語で相談できる仕組を構築し、外国語で相談できること及び専門の相談員からトラブル解決の支援を受けられることなどを発信とともに、外国人等にヒアリングを行い、効果的な情報提供や相談員の研修に活かすことにより外国人が相談しやすい体制の強化を新たな取組として実施してまいります。	33
13	広島県において高齢化や高齢単身化が進んでおり、地域共同体が弱まり単身高齢者の消費者トラブルの更なる増加や深刻化が危惧されるため、高齢者対策を充実強化させてほしい	高齢者等の被害防止のため、新たに単身高齢者等の家族への情報提供、固定電話を留守番電話等に設定することの呼びかけなどに取り組んでまいります。	34

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
14	機器による被害防止を周知する方法として、留守番電話設定、迷惑電話機能を有する機器を活用するモデル推進地域（市町）を指定し、その効果や利便性を検証し、それを県のHPや県・市町の広報誌等により広く周知することを要望します。	悪質な電話勧誘による消費者被害に遭わないよう機器を活用した被害防止を周知することとしており、今後、取組を実施する際の参考とさせていただきます。	34
15	高齢者や障がい者に対する地域での支援体制を充実強化するためには、高齢者等を見守る立場にある人達、地域の団体等と連携することが必要だと思います。情報提供だけでなく、小さな小中学校単位程度でのネットワークを形成することをお願いします。	地域の見守り者等を対象とした研修会等において、被害防止のための情報を関係機関等と共有していくことにより、高齢者や障害者への地域での見守りの支援体制の強化に努めてまいります。	34
16	複雑巧妙化している消費者被害に対し、被害の未然防止のため悪質事業者に対する取組をしっかりと進めさせていただきたい。	悪質事業者に対しては、法令に基づき厳正な指導、取り締まりを行っていくとともに、事業者に対するコンプライアンスの徹底を実施してまいります。	37, 38
17	高齢化が急速に進展する中、高齢者への啓発などの自助だけでは被害が防げない。悪質事業者に対する行政による徹底した取締りが必要である。		
18	具体的な施策で、「各種法令に基づく指導」は、事故が発生した場合に立入検査をすることですか？それとも定期的な検査を意味するものでしょうか？両方とも必要だと思いますので、検査体制の確立をお願いいたします。	製品の安全確保と消費者事故の発生の防止にあたっては、法令に基づく立入検査を含めた随時の指導に加え、事故発生時や法令違反等の端緒情報を入手した場合などには、その状況に応じた調査や検査を実施することとしております。	41
19	発生した案件について情報を公開するだけでなく、消費者団体から意見や提案を受ける場の設定、仕組みを考えさせていただきたいと思います。	広島県消費生活審議会により消費者施策に対する意見を聴取するとともに、消費者団体等と継続的に意見交換する場を設け、消費者団体から意見や提案を受けることとしております。	41, 65
20	表示等の活用推進について、2015年度に施行された食品表示法により表示のルールが大きく変わりました。消費者は表示がよくわからないまま、戸惑いながら商品を購入しています。ゲノム編集技術の導入や種子法の廃止に関する情報提供等と併せて、事業者への普及啓発と消費者への周知と教育をお願いします。	食品の表示については、消費者の生活に密接にかかわるものも多いことから、読み解くポイントをわかりやすく周知していく必要があると考えております。今後、関係課で構成される食品表示対策連絡会において、消費者に対して、周知方法を検討してまいります。	45
21	環境に関する教育（エシカル消費や地産地消、食品ロス、海洋汚染問題等）を充実していただき、消費者自身が自主的に取り組むことを行動指針に掲げていただきたいと思います。	消費者トラブルの回避だけでなく、消費生活に関する基礎的な知識や判断力を身に付け、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者を育むため取り組む消費者教育において、環境教育の実践及び講師研修など環境教育と連携した取組を行い消費者の自立を支援してまいります。	61

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
22	内閣総理大臣認定の適格消費者団体である「N P O 法人消費者ネット広島」と連携を図つてセミナーや講演会等を開催し、消費被害の未然防止・拡大防止の取り組みを紹介し、適格消費者団体の活動を周知することを要望します。	消費者の安全・安心の確保のため適格消費者団体と連携して消費者施策を推進することとしており、今後、具体的に取組を実施する際の参考とさせていただきます。	66, 68
23	消費生活相談窓口体制の「見直し」という表現は、窓口体制を縮小するとも誤解されかねないので、消費生活相談窓口体制の「更なる充実」というような表現の方が適切である。	県民が身近な窓口で相談できるよう県・市町消費生活相談窓口の体制を維持しながら、電話での相談が苦手な方や、平日昼間の時間帯の相談が困難な方などが相談しやすくなるためのメール相談の利用促進や、自分で解決したい人が活用できるF A Qの整備等に取り組むことにより、県民の利便性向上のための相談サービスの充実も含めた体制の「見直し」という表記としております。	71